

京都市告示第 43 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成5年6月2日付けで認可した桃南会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出、平成17年3月2日付けで認可した向島上林町自治会の代表者変更の届出、平成14年4月22日付けで認可した深草極楽寺町内会の代表者変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年4月16日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
桃南会	京都市伏見区桃山与五郎町1番地の216	京都市伏見区桃山与五郎町1番地の100

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
桃南会	松本 敏昭	中務 武雄
向島上林町自治会	大島 廣子	松本 勉
深草極楽寺町内会	小西 百合子	北村 五郎次

3 代表者の住所

	変更前	変更後
桃南会	京都市伏見区桃山与五郎町1番地の216	京都市伏見区桃山与五郎町1番地の100
向島上林町自治会	京都市伏見区向島上林町1番地の77	京都市伏見区向島上林町8番地の38
深草極楽寺町内会	京都市伏見区深草極楽寺町59番地	京都市伏見区深草極楽寺町29番地

(文化市民局地域自治推進室)